

札幌市身体障がい者地域生活体験事業実施要綱

平成 21 年（2009 年）5 月 21 日

保健福祉局長決裁

（目的）

第 1 条 本事業は、施設に入所する身体障がい者又は自宅で家族等と同居中の身体障がい者等が、施設や自宅以外の場所に宿泊して地域生活を体験する場合に要する費用の一部を支給し、身体障がい者の自立意欲の促進及び自活能力の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）地域生活体験 地域移行又は自活能力の向上を目的に、障害者支援施設又は自宅以外の場所に宿泊して、体験的に地域生活を行うことをいう。
- （2）地域生活体験室 地域生活体験のために、指定障害福祉サービス事業者等、地域活動支援センター又は福祉ホームの運営法人が提供する居室であって、別表に掲げる基準を満たすものをいう。

（対象者）

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 4 条に規定する身体障害者で、次の各号の一に該当するものとする。

- （1）施設入所支援に係る介護給付費の支給決定を札幌市から受けている者
- （2）札幌市内に家族等と居住する者で、地域での単身生活を希望する障がい者又は障がい児（ただし、満 15 歳以上の者に限る。）
- （3）その他市長が地域生活の体験が必要と認めた者

（補助の対象となる場合）

第 4 条 市長は、前条に定める対象者が、次の各号に定めるサービスの提供を受けたときは、当該サービスに要した費用について、別に定める額の補助金を交付する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの運営法人（以下「居室提供事業者」という。）から、地域生活体験室を借り受けたとき
- (2) 地域生活体験室を利用しながら、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者から、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援と同等のサービス（以下「日中活動系サービス」という。）の提供を受けたとき
- (3) 地域生活体験室を利用しながら、指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者（以下「訪問系サービス事業者」という。）から、居宅介護又は重度訪問介護と同等のサービス（以下「訪問系サービス」という。）の提供を受けたとき

(利用の申込み)

第5条 第3条に定める対象者で、本事業を利用する身体障がい者又は身体障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）は、居室提供事業者、日中活動系サービス事業者及び訪問系サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、身障法第15条に規定する身体障害者手帳を提示し、利用契約を締結するものとする。

(利用日数の上限)

第6条 本事業による利用日数は、対象者1人につき、原則として年間10日を上限とし、それを超える日数の利用を希望する者は、別途札幌市と協議するものとする。

(利用料)

第7条 居室提供事業者は、本事業に係る利用料として、次の各号に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。

- (1) 地域生活体験室の賃貸料
- (2) 地域生活体験計画の作成料
- (3) 食費及び水道・光熱費の実費相当額
- (4) 日用品費その他日常生活において通常必要となるものに係る費用

2 日中活動系サービス事業者は、本事業に係る利用料として、次の各号に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。ただし、生活介護に係る介護給付費の支給決定、並びに自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係る訓練等給付費の支給決定を受けている者については、第1号及び第2号のうち、法施行令で定め

る利用者負担の範囲内の額とする。

(1) 日中活動系サービスの提供に要する費用

(2) 食費及び水道・光熱費の実費相当額

(3) 日用品費その他日常生活において通常必要となるものに係る費用の実支出額

3 訪問系サービス事業者は、本事業に係る利用料として、次の各号に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。

(1) 訪問系サービスの提供に要する費用

(2) 日用品費その他日常生活において通常必要となるものに係る費用の実支出額

4 前3項に掲げる費用の額の支払を受けた事業者は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付しなければならない。

5 前項の費用の支払いを求める事業者は、あらかじめ利用者等に対し、金銭の用途及び額について書面により明らかにするとともに、当該利用者等の同意を得なければならない。

6 事業者は、第1項各号の利用料の額について、利用者等の負担能力に配慮するよう努めなければならない。

(人員)

第8条 居室提供事業者は、本事業の実施にあたって、生活支援員等の直接処遇職員の中から、適当と認められる職員1名を責任者として選定するものとする。

2 居室提供事業者は、施設に入所する者が宿泊体験を行う場合は、入所施設との密接な連携に努めなければならない。

(個別支援計画の作成等)

第9条 居室提供事業者は、本事業を実施しようとするときは、宿泊体験を行う利用者について、あらかじめ日中活動系サービス及び訪問系サービスの利用等を含めた地域移行を視野に入れた地域生活体験計画を策定し、当該計画に基づいてサービス提供を行わなければならない。

2 前項の地域生活体験計画の策定に当たっては、あらかじめ利用希望者等から、希望する生活等について意向を聴取するとともに、利用者の心身の状態、生活上の課題等を把握し、支援内容を検討しなければならない。

3 居室提供事業者は、作成した地域生活体験計画の原案の内容について、利用希望

者等に対して説明し、文書により同意を得なければならない。

4 居室提供事業者は、策定した地域生活体験計画に基づく事業の実施状況を記録しなければならない。

5 居室提供事業者は、本事業の終了後、地域生活体験計画に基づく事業の実施結果について評価を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 10 条 居室提供事業者は、利用者の使用する居室、備品その他の設備及び引用する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 居室提供事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 居室提供事業者は、消防法の規定を遵守し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかねばならない。

(委任)

第 12 条 本要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日に施行し、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- 1 地域生活体験室は、原則として個室とする。
- 2 地域生活体験室の一部屋当たりの面積は、収納部を除き、7.43㎡以上とする。
- 3 地域生活体験棟には、日常生活を営むうえで必要な設備を設けなければならない。